

# 運 営 規 程

( 介護予防通所リハビリテーション )

医療法人 以和貴会

介護老人保健施設 サクラビア

# 介護予防通所リハビリテーション運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人以和貴会が開設する介護老人保健施設サクラビア（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護予防通所リハビリテーションが地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 施 設 名     | 介護老人保健施設 サクラビア                 |
| (2) 開 設 年 月 日 | 平成5年5月12日                      |
| (3) 所 在 地     | 沖縄県糸満市字座波371番地1                |
| (4) 電 話 番 号   | 098-994-8749 FAX番号098-994-6917 |
| (6) 介護保険指定番号  | 介護老人保健施設 (4751080013号)         |

## (従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 管理者               | 1人   |
| (2) 医師                | 1人以上 |
| (3) 看護職員              | 1人以上 |
| (4) 介護職員              | 6人以上 |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 |      |
| ・理学療法士                | 3人以上 |
| ・作業療法士                | 1人以上 |
| (6) 栄養士               |      |
| ・管理栄養士                | 1人以上 |

#### (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護予防通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に對し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 日曜日、年末年始（12月31日から1月2日まで）を除く毎日を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後17時30分まで営業時間とする。

#### (利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、通所リハビリテーション利用定員60名の当該日の定員数より実利用者数を差し引いた数とする。

#### (事業の内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーションは、介護予防に資するよう、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、運動器機能向上サービスを提供する。
- 6 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善サービスを提供する。
- 7 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上サービスを提供する。

#### (利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

#### (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

那覇市、豊見城市、南風原町、糸満市、八重瀬町、南城市的地域とする。

#### (身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

#### (褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 施設利用に際しては、原則として飲酒を禁止するものとし、酒気を帯びた状態で機能回復訓練等のサービスを受けないこと
- (3) 施設内での営利行為、宗教活動を行わないこと
- (4) 他の施設入所者の迷惑となる言動、暴力行為を行わないこと

#### (非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員（有資格者）を充てる。
  - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
  - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
    - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
    - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
    - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

#### (職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

#### (職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人以和貴会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
  - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること
  - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を（年 1 回以上）実施すること。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人以和貴会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 28 年 5 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。